

遊佐町公告第 20 号

「遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務」について、公募型プロポーザルにより事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 6 日

遊佐町長 時 田 博 機



1. 目的

本業務は、遊佐町北目地内に整備が予定されている日本海沿岸東北自動車道・遊佐鳥海 IC 隣接地への道の駅移転整備に関し、官民連携による地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な調査及び施設の整備・運営手法に関する調査（PPP/PFI 導入可能性調査）を行うものとする。

2. 概要

- (1) 業務名 遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務
- (2) 仕様 仕様書（別紙）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで
- (4) 予算額 提案限度額 金 20,000,000 円（税込）

3. 窓口・問合せ先（担当部署）

名称：遊佐町企画課 PAT 整備推進室

住所：〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202

電話：0234-25-5125（直通）

メールアドレス：yuzapat@town.yuza.lg.jp

4. 応募資格要件

(1) 構成要件

- ① 応募者は、別に定める仕様書に掲げる業務等を遂行できる単独企業または共同企業体とする。
- ② 共同企業体による応募の場合は、構成員の中から代表企業を選定すること。代表企業が町との連絡窓口となり、契約をはじめとする諸手続を行い、業務遂行の責を負うものとする。また、共同企業体の全構成員が、4.(2)資格要件に掲げる要件を満たしていることとする。
- ③ 同一の応募者が複数提案すること、また応募者が、他の応募者の構成員になることはできない。

(2) 資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 国または地方自治体から指名停止を受けていない者であること。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされる者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び遊佐町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

5. スケジュール

No.	内容	日時	備考
1	公告及び実施要領の公表	令和 3 年 9 月 6 日（月）	町 HP 掲載
2	質問書受付期限	令和 3 年 9 月 13 日（月） 午後 5 時必着	メールのみ受付
3	質問書の回答	令和 3 年 9 月 15 日（水）	メールで回答 町 HP 掲載
4	参加申込書等提出期限	令和 3 年 9 月 17 日（金） 午後 5 時必着	郵送のみ
5	一次審査及び技術提案依頼	令和 3 年 9 月 22 日（水）	メールで通知 二次審査日時連絡
6	企画提案書等の提出期限	令和 3 年 9 月 29 日（水）	郵送
7	二次審査	令和 3 年 10 月 4 日（月）	プレゼンテーション 審査等
8	審査結果の通知	令和 3 年 10 月 6 日（水）	メールで通知 町 HP 掲載
9	優先交渉事業者と仕様書協議	令和 3 年 10 月 7 日（木）	
10	契約締結及び業務履行開始	令和 3 年 10 月 7 日（木）	

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和 3 年 9 月 13 日（月）午後 5 時必着
- (2) 受付場所 3. 「窓口・問合せ先」のとおり
- (3) 提出書類 質問書（様式 1 号）
- (4) 提出方法 電子メールによる。なお、電話及び持参での質問には応じない。
- (5) 回答方法 令和 3 年 9 月 15 日（水）に電子メール及び町 HP 掲載にて行う。

7. 参加申込書等の提出

- (1) 受付期限 令和 3 年 9 月 17 日 (金) 午後 5 時必着
- (2) 受付場所 3. 「窓口・問合せ先」 のとおり
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書 (様式 2 号)
※共同企業体の場合は、共同企業体結成届出書 (様式 3 号) も提出すること。
 - ② 業務スケジュール (任意様式)
 - ③ 業務体制表 (任意様式)
 - ④ 業務分担予定表 (任意様式)
- (4) 提出部数 2 部 (正本 1 部・副本 1 部)
- (5) 提出方法 郵送により提出すること。

7-1. 一次審査 (参加資格審査) 結果の通知

町は、仕様書等に基づき、二次審査 (プレゼンテーション審査等) 参加資格を審査する。
一次審査結果は、令和 3 年 9 月 22 日 (水) に応募者に対してメールで通知する。
一次審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

8. 企画提案書等の提出

8-1. 提出書類

- (1) 受付期限 令和 3 年 9 月 29 日 (水)
- (2) 受付場所 3. 「窓口・問合せ先」 のとおり
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙 (様式 4 号)
 - ② 企画提案書 (任意様式)
 - ③ 見積書 (任意様式)
 - ④ 見積内訳書 (任意様式)
- (4) 提出部数 7 部 (正本 1 部・副本 6 部)
- (5) 提出方法 郵送により提出すること。
- (6) その他 1 冊に製本またはファイリングし提出すること。

8-2. 提出書類留意事項

- (1) 8-1. (3)②企画提案書 (任意様式) は、「9 企画提案書作成要領」に沿って作成すること。
- (2) 8-1. (3)③見積書 (任意様式) は、「10 見積書作成要領」に沿って作成すること。

9. 企画提案書作成要領

企画提案書 (任意様式) の構成は、仕様書の内容を踏まえて次の表の項番順に記述すること。

No.	項目	内容	備考
1	業務実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の概要 ・業務体制 ・業務分担 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程 	
2	類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・需要予測等の実績 ・施設概略設計等の実績 ・PPP/PFI 導入可能性調査の実績 ・PPP/PFI アドバイザリー業務の実績 	
3	<p>基盤整備を推進するために必要な検討調査</p> <p>①基礎データ収集</p> <p>②アンケート・ヒアリング調査</p> <p>③施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討</p> <p>④新しい生活様式への対応の調査検討</p> <p>⑤需要予測及び施設規模の決定</p> <p>⑥施設概略設計</p> <p>⑦整備効果の検討</p> <p>⑧防災道の駅指定及び事業認定認可に向けた申請資料作成の支援</p> <p>⑨道の駅整備に係る検討委員会の開催支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目別の検討調査手法、おおよその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目 	
4	<p>施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査 (PPP/PFI 導入可能性調査)</p> <p>①基本事項・基本的な考え方の整理</p> <p>②法制度上の規制等の整理</p> <p>③事業手法の検討</p> <p>④事業スキームの検討</p> <p>⑤リスク分担の検討</p> <p>⑥サウンディング調査</p> <p>⑦VFM の算定</p> <p>⑧事業スケジュールの検討</p> <p>⑨今後の検討課題の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目別の検討調査手法、おおよその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目 	

10. 見積書作成要領

見積書は（任意様式）は、次の条件を遵守のうえで作成すること。

- (1) 本業務の見積額は、委託上限額を超えないこと。
- (2) 見積内訳書（任意様式）は、下記項目のとおりとする。

No.	項目	内容
1	基盤整備を推進するために必要な検討調査	① 基礎データ収集
		② アンケート・ヒアリング調査
		③ 施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討
		④ 新しい生活様式への対応の調査検討
		⑤ 需要予測及び施設規模の決定
		⑥ 施設概略設計
		⑦ 整備効果の検討
		⑧ 防災道の駅指定及び事業認定認可に向けた申請資料作成の支援
		⑨ 道の駅整備に係る検討委員会の開催支援
2	施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査 (PPP/PFI 導入可能性調査)	① 基本事項・基本的な考え方の整理
		② 法制度上の規制等の整理
		③ 事業手法の検討
		④ 事業スキームの検討
		⑤ リスク分担の検討
		⑥ サウンディング調査
		⑦ VFM の算定
		⑧ 事業スケジュールの検討
		⑨ 今後の検討課題の整理
3	業務打合せ	① 対面による打合せ（計3回）
		② オンラインによる打合せ（随時）

11. 審査委員会

- (1) 遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務プロポーザル審査委員会
本業務に係る事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- (2) 審査委員会の構成
審査委員会は別に定める「遊佐町における道の駅移転整備に係る基盤整備検討調査業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき構成する。

12. 二次審査の実施

企画提案書の内容について、審査委員によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）によって審査する。

- (1) 実施日 令和3年10月4日（月）
- (2) 実施会場 3.「窓口・問合せ先」に同じ。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインとする場合がある。

(3) 出席人数 3名以内

(4) 実施方法

- ① プレゼン等は非公開とし、本プロポーザルに係る技術提案者は他の技術提案者のプレゼン等の傍聴はできない。なお、審査委員会の審査は非公開で行う。
- ② 初めに、提案者より20分間程度の説明を行い、その後、審査委員による20分間程度の質疑応答を実施する。

(5) その他

- ① プレゼン等を行う順序は、事務局が抽選で決定し事前に通知する。
- ② 出席者の会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外は入場できないものとする。
- ③ スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。スライド用のパソコンは持参すること。(準備、片付けの時間をそれぞれ5分間程度設ける。)
- ④ 会場内における携帯電話等通信機器の使用は禁止する。
- ⑤ プレゼン等を録画又は録音することは禁止する。

13. 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準・配点 別表「審査基準・配点」のとおりとする。
- (2) 審査方法 書類審査及びプレゼン等に基づき、評価・採点を行う。
審査は非公開とする。

14. 優先交渉事業者の選定、選定結果の通知及び公表

14-1. 優先交渉事業者の選定方法

審査委員会は、「12. 二次審査の実施」及び「13. 企画提案書等の審査」により審査を行い、総合評価点が最も高い者を順位1位の優先交渉事業者として選定する。

14-2. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和3年10月6日(水)にプレゼンテーション参加者に対してメールで通知する。審査結果は、町HPに掲載するが、優先交渉事業者以外の事業者名は記号化する。審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

15. 優先交渉事業者との協議

15-1. 協議

町は、優先交渉事業者と契約締結の交渉を行う。ただし、優先交渉事業者が企画提案書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合又はその他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、次順位の候補者と契約締結の交渉を行う。

15-2. 提案書等の取扱い

仕様書に規定された要件に係る追加提案等については、受託後に協議して決定する。ただし、事業の目的達成のために修正すべき事項があると町が判断した場合は、町と優先交渉事業者との協議を経

て、項目の追加、変更もしくは削除又は見積額の変更を行うことがある。

したがって、優先交渉事業者の選定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。優先交渉事業者は、全ての事業の流れを再確認したうえで、町の承認を得るものとする。

16. 契約等

優先交渉事業者と協議が成立した後、町と事業者との間で契約を締結する。

17. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。
- (4) 本プロポーザルの応募・企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (5) 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、町は選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 契約者以外の提案内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。
- (8) 本要領に規定されていない事態が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じ提案者に通知する。